

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 26 日

日本医学会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

自動体外式除細動器及び体表用除細動電極の適正使用に関する情報提供等の
実施について

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しました
ので、関係者への周知方御配慮願います。